

1. 県元請下請関係適正化指導要綱を制定

下請保護を明確化 4月1日から施行

県は3月31日付で「福島県元請下請関係適正化指導要綱」を制定し、関係業界に通知された。

元請下請関係の適正化については、従来より建設業法及び「元請下請関係合理化指導要綱」等に基づき指導を行ってきたところであるが、今般県においては一層の徹底を期するため、昭和57年6月28日制定された元請下請の適正化に関する指導方針以来6年ぶりの要綱設置となった。

元請下請関係の適正化は、建設業の健全な発展を回り、企業の体質改善とともに下請保護という観点から、今般制定された要綱は、これらについてきめ細かに対応するための具体的な指導方法が示されている。

4月1日から施行されたが、一部については1ヶ月の準備期間をおき5月1日から施行となっている。なお県においてこの要綱の説明会は4月21日より27日まで県下7支部において開催され、会員企業においては受講されたので、一層理解を深めたいと思ふが、実施に当たっては徹底のないよう期されたい。

第1趣旨

建設工事は各種工事の組合せにより総合的に施工されるので、工事の内容規模によつては、下請による施工が多くなる。このため適正な施工を確保するため合理的な元請下請関係を確立する。

元請は優良な下請を選定し、下請は施工能力の向上、雇用管理、労働安全管理の改善を図らなければならない。

第2定義

「元請」とは県から直接工事を受注する者又は、工事の下請契約によつて行われる場合は、それに続くすべての下請契約における注文者という。

第3一括下請の禁止等

一括下請は中間において不合理な利潤がとられ、このため工事の質の低下、下請労働者の労働条件の悪化、工事施工上の責任の所在の不明確等、発注者の信頼に反すること、算種々の弊害を有するので禁止する。

第4下請の選定

建設業法により許可を受けていないもの、営業を禁止、停止されているものを除き、施工能力、雇用管理、労働安全管理、労働福祉の状況、下請への取引状況を勘案し、優良な者を選定する。

- 1) 過去の工事成績が優良であること。2) 技術力を有すること。3) 労働力を確保できる者。4) 機械器具の確保ができる者。5) 法定資格者と確保できる者。6) 経営内容が安定している者。7) 雇用管理責任者が任命されていること。8) 過去に労働災害を1回以上起していないこと。9) 債金不払をおこなおそれがないこと。10) その他

第5 下請契約の締結等

- 1. 合理的な下請契約の締結
元請下請は工事の開始に当り、建設工事標準下請契約約款に準拠した内容をもつ下請契約書により、下請契約を締結する。
2. 見積り期間
元請は具体的な内容と提示、下請が見積りをするため一定の期間を設ける。
3. 不当に低い下請代金の禁止
4. 不当な使用資材等の購入強制の禁止
5. 下請の意見の聴取
6. 施工条件の配慮
元請は、施工方法、工期について安全で衛生的な作業の遂行をその旨おそれのある条件を付するよう配慮しなければならない。
7. 完成検査の早期実施
下請が請負つた工事が完成したときは、20日以内で、できるだけ短い期間内に完成確認の検査を完了すること。
8. 工事目的物の連やかな引受け
元請は完成検査を終了した後、直ちに当該工事目的物の引き渡しを受けなければならない。

第6 元請の下請代金支払適正化等

- 1. 元請が前払金の支払を受けるときは、下請に、資材の購入、労働者の募集等工事着手に必要な費用と前払金とを支払うよう努めること。
2. 請負代金の部分払、工事完成後の支払を受けるときは、下請に対する支払を受けたい金額の出来形に対する割合、下請が施工した出来形部分に相当する下請代金を1ヶ月以内で、できるだけ短い期間内に代金を支払うこと。
3. 下請契約締結後、正当な理由のない下請代金の額を減らさないこと。
4. 工事資材を元請から購入させる場合は、その工事の下請代金の支払期日前に資材の代金を支払わせないこと。
5. 下請代金の支払いはできるだけ限り現金払とするよう努めること。現金払と手形併用の場合でも、労働者相当分は現金払とする。
6. 手形期間は最も長いものでも90日以内とする。
7. 一般金融機関による割引が困難な手形は交付しないこと。
8. 現金払と手形に兼る、手形期間の延長の場合、割引に要する費用、又は増加費用は元請が負担するものとする。

第7 下請における雇用管理等

3. 労働災害防止対策の徹底要請

建設業労働災害防止対策会議

県内で今年に入り労働災害により死亡事故が相次いでおり、特に建設業の災害が目立つており、2月末現在で死亡災害件数11人中、約半数の5人が建設業従事者であり、又建設業における労働災害による死傷者数は全産業の3分の1を占めておるから、福島労働基準局は非常事態を宣言し、3月8日午後1時20分より福島合同庁舎会議室において、建設業労働災害防止対策会議が開催された。県内の主要建設業関係団体17団体の代表(電気工事団体、池添理事長、安部専務理事出席)が出席、労働基準局長及び担当課長より労働災害の現状と防止対策の徹底について指示説明があり、又出席団体より種々の意見が出されるなど活発な協議の上、死亡労働災害ゼロを誓い合った。

会員各企業においても労働災害防止については常に徹底されておることを思料されるが、会議の指示事項は次のとおりであるので、尚一層防止対策に意を用いられるようお願いする。

- 1. 安全衛生管理体制の整備強化について
経営者は安全衛生についての基本方針を明確にし、実効ある安全衛生活動が実施されるよう、管理、監督者の安全衛生責任と権限を明確にする等管理体制の確立と強化を図ること。
2. 統括的安全衛生管理の強化について
下請も有する工事については、元請において統括的安全衛生管理を行う体制を確立し、災害防止協議組織の効果的運営、作業の連絡調整、現場巡視の強化、作業現場全般にわたる統括的安全衛生管理活動の積極的な推進を図る。
下請業者にも過度な負担がかからないよう、工期、工程等について充分配慮すること。
3. 施工計画段階における安全性の確認の徹底について
施工計画段階において、工法や工事用設備等の安全性について十分な検討を行い、適切な災害防止計画を樹立し、施工に万全を期すること。
4. 施工工程における安全衛生の確保の徹底について
工事の進行変化に即応し得る安全検閲制度の確立等、現場における安全対策の充実を図り、工法、工事用機械設備、作業方法等の安全性の確保に努めること。
とくに悪条件下における工事等施工する現場には安全施工に関して十分な知識と経験と有する者を配置し、適切な管理を行うこと。
5. 作業員の適正配置及び適切な作業指揮の徹底について
作業員には、知識、技能、健康状態等と基幹し、適正な配置を行うとともに、免許等も有するものでなければ、就業できないものとしておられる業務には、無資格者や就業させないよう徹底すること。
また、作業主任者の選任が必要とされている危険な作業については、主任者と選任配置し、作業員の指揮、その他災害防止上必要な事項を行わせること。
6. 作業標準等の徹底について
作業方法の安全を確保するため、作業標準、安全心得等を策定し、作業員に対し、その徹底を徹底を図ること。

4. 先進施設の視察調査実施する

昭和56年度における会員企業の技術水準向上のため、事業として技術研修会、講習会、現場パトロール等も積極的に計画実施してきたところであるが、近年、公共工事をはじめ建築物の大型化、近代化に伴い、一層技術の向上が要求されておるから、先進施設の視察研修を行い、今後の施工技術の質を向上させるため、去る3月2日より技術委員会が中心となり3班編成により、次の近代施設と調査・勉強し、大きな自信と深めたいところである。

(調査箇所)	(位置)	(建物延面積)	(竣工)	(工事量)	(派遣者)
福岡市美術館	福岡市	14,526㎡	54.11	約25億	岡津委員長12名3名
ひろしま美術館	広島市	2,385	58.	約10億	・
MOA美術館	熱海市			約250億	大嶋協長12名5名
名古屋博物館	名古屋市	18,451	52.4	約45億	・
宮城県美術館	仙台市	12,597	56.10	約35億	大嶋協長12名3名
岩手県立美術館	盛岡市	12,063	55.9	約44億	・

5. 協会のうごき

3.2-5	先進施設視察研修 第1班	岡津委員長12名3名	福岡市、広島市
2-4	・	第2班	大嶋副会長12名3名、名古屋市、熱海市
2-4	・	第3班	池添副会長12名3名、仙台市、盛岡市
8	県建設関係団体連合会事務局長会議	専務理事	建設センター
・	労働災害防止対策会議	池添理事長、専務理事	福島合同庁舎
・	木造家屋建築工事安全対策委員会	池添理事長、専務理事	福島合同庁舎
9	副知事も囲む懇談会	会長大嶋副会長、専務理事	杉専会館
10	東北地方建設局、文部省仙台工事事務所	県内業者指名者について要望のため	
	訪問並に先建電気(株)水沢政工(株)西宮電機(株)	会長、専務理事	仙台市
13	支部長会議	正副会長支部長	電協会館

編集後記

● 県土木部管轄課長幹の島和夫さんと大陽の同建設事務局長桑山廣達さんは、3月31日をもって県を退職された。両氏は共に10年におわり、一貫して本県建築行政に盡され、その功績はまことに大なるものがあり、本協会及び会員企業が今日の進展を見ましても、両氏の多大のご指導、ご協力の賜と深く感謝申し上げます。なお島さんは大規模電設工業(株)、桑山氏は巴電設(株)に入社されました。今後には仲間としてお付き合いを願ひ、引き続きご指導を賜りますようお願い申し上げます。

3 第三者損害賠償保険制度に加入を

電気工事の作業中、誤って工具を落とし、通行人にケガをさせたり、又作業完了後結線部分の絶縁が不良のため、そこに接触した第三者が感電死したなど、こうした不測の損害に備えるのが「第三者損害賠償制度」です。最近では損害賠償に対する認識が非常に高まり、賠償額は年々高額化する一方です。

昭和53年12月全日電工連で創設されたこの保険は現在全国で52.8%の加入率を見ておりますが本県においては35/社 35%の加入率で極めて低い現状です。

反面事故件数は少なく、35/社の年間加入費3,665,880円に対し賠償額は6,674,465円(昭和53.3.31現在)となっており賠償額が未だ決まらぬ分を含めると、約9,000,000円となっており、1件の事故で2,000,000円を超える賠償額が2件あります。会員の会社でも、この保険制度に広く加入していただいておりますが本年6月1日より第5回目の更新になります。以下制度の内容を説明いたしますので更新はもろろん、新規加入も是非おすすめします。

補償金の内容

(1) 補償金の種類

1) 被害者への損害賠償金

- 人身事故の場合 …… 治療費、休業損害費、慰謝料など ● 物損事故の場合
- 2) 事故発生後の応急手当費、病院への護送費などの費用 引理費、修理不能の場合一時は時価額
- 3) 訴訟費用や弁護士報酬

(2) 補償金の限度

	人身事故	物損事故
作業中の事故	1名につき 4,000万円 1事故につき 1億円	1事故につき 5,000万円
作業完了後の事故	1名につき 4,000万円 1事故につき 1億円 1年間につき 1億円	1事故につき 5,000万円 1年間につき 5,000万円

動植物、冷凍庫内収容品の損害については200万円を支払い限度とする。

加入費および自己負担額

(1) 加入費

事業者別区分	①一般内線事業者	②外線委託事業者	③外線事業者
加入費(円)	6,960円	9,840円	27,440円

(2) 中途加入の場合の加入費

(単位:円)

区分	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日	2月1日	3月1日	4月1日	5月1日
①内線	6,980	5,800	5,220	4,640	4,060	3,480	2,900	2,320	1,740	1,160	580
②外線	9,020	8,200	7,380	6,560	5,740	4,920	4,100	3,280	2,460	1,640	820
③外線	34,320	31,200	28,080	24,960	21,840	18,720	15,600	12,480	9,360	6,240	3,120

(3) 自己負担額

工事別区分	一般内線工事	外線委託工事	外線工事	鉄線線路維持 に必要の場合
自己負担額	2万円	3万円	7万5千円	一律15万円

加入に際して

- この制度は昭和57年6月1日より1年間です
- 加入手続きは、地区協同組合に備えつけの「申込依頼書」に所定の項目を記入捺印のうえ加入費も添えて組合へ提出して下さい。
- 申込書の締切 組合と連絡の上締切りに遅れないよう提出して下さい。

4 東北七県電工連厚生年金基金について

東北七県電工連厚生年金基金制度については昭和55年10月に設立準備委員会を發足させ、基金制度に関する諸問題を検討するとともに、各県電気工事工業組合及び委託会社を通じ適用事業所に加入勧奨も推進してきております。

昭和57年3月末における東北七県の加入状況は443社 6818人で40.9%であり、本県の加入は58社 726人 28.4%で東北七県では最低の位置にある。

基金設立については現在設立準備委員会において手続きを進めており、宮城県保険課を經由し厚生省に申請されることになり、正式認可は6月下旬の見通しで、7月1日発足を目前として準備を進めている。

高齡化が進むわが国の現状から、優秀な人材の確保、職場環境の整備充実、老後の福祉の充実なども考慮し、比較的小規模企業の多い電気工事業界としては、この制度が最もよい条件を満たしているものと判断され、現在まだ加入に至っていない会員企業においても充分ご検討願ひ、加入をお勧めいたします。

5 福島支部で技術研修会開く

福島支部は本年度第1回技術研修会を4月22日午後1時より電協会館会議室において開催された。

この研修会は各企業の現場代理人及び主任技術者を対象に電気設備工事にかかる施工技術上の問題と研究するとともに共通仕様書、工事施工管理必携の理解を深め、技術水準の向上と責任施工体制の確立を図る目的で開催された。

講師に福島建設事務所 遠藤主幹兼建築課長、本間管理係長、梅宮電気技師及び県土木部より 渡辺専門工事検査員の4氏を招き、福島市の設備担当官をはじめ29企業84名が受講された。

遠藤支部長、遠藤主幹の挨拶のあと、本間係長より「建築工事施工管理必携について」渡辺専門工事検査員より「昭和55、56年度完成工事の諸問題について」梅宮電気技師より「電気設備工事共通仕様書の改正案について」と題し講義された。

又福島支部で昨年度支部技術委員会が中心となり作成した「電気設備工事の施

下請は下請契約に定められた事項も適正に履行すべく、次の事項について措置すること。

1. 雇用管理責任者を任命し、知識の習得に努めること。
2. 労働者の募集は適法に行うこと。
3. 労働者の雇入に当たっては、適正な労働条件を設定、明示し、文書で交付を行う。
4. 常時10人以上の労働者を使用する場合、就業規則を作成し労働基準監督署に届出ること。
5. 賃金は毎月以上一定日に通貨で、その全額を直接労働者に支払うこと。
6. 労働者名簿、資金台帳も適正に調製すること。
7. 労働時間管理も適正に行うこと。
8. 安全衛生教育の実施、工事の安全施工
9. 災害が発生した場合元請に報告すること
10. 雇用保険、健康保険、厚生年金保険の適正な納付
11. 適用除外の労働者に対する国民健康保険、国民年金加入の指導
12. 退職金制度の確立、定期健康保険の実施等
13. その他 略

第8. 元請の下請に対する指導

1. 元請は適正な工程管理の実施、労働者の雇用の改善、労働安全衛生法の遵守、労災保険料の適正な納付、第7に定める事項について指導、助言、援助をこのとする。

第9. 県から直接工事と請負つた元請の他の元請に対する指導 略

第10. 県から直接工事と請負つた元請の遵守事項

1. 事業場毎に他の元請、下請に対し総合的に指導を行う責任者をおいて(下請指導責任者)
- ア 下請指導責任者は、現場代理人と兼ねることが出来る。
- イ. 下請指導責任者は元請、下請関係の事態を把握し、元請、下請関係の適正化に資する指導、助言を行うとともに紛争が生じた場合はその解決に努める。
2. 県との請負契約締結後、下請通知書、下請指導責任者届を県に提出し、現場に工事元請、下請関係者一頁表を掲示する。
3. 現場における労働災害を防止し、安全で衛生的な下請作業が行えるよう責任者も定める。
4. 工事現場に現場代理人、主任技術者をおき、工事施工の技術上、総合的管理を行うこと。
- 現場代理人は工事現場に常駐する。主任技術者は現場代理人と兼ねることが出来る。

第11. 下請員報告書の提出

元請は次の各号により下請員報告書を提出する。

- (1) 請負契約金額 500万円以上の工事 …… 工事完了後1ヶ月以内提出
- (2) 工事施工に管理が不適当と認められた下請工事 …… 県が提出指示の日から10日以内提出

第12. 県の指導、助言等 略

第13. 委任

附則 この要綱は昭和57年4月1日から施行、第10から第12の部分に昭和57年5月1日から適用する。

2. 吉田会長退任を表明

第1回理事会において

協会本年度第1回理事会は4月19日午後2時から電協会館において開催されたが提出議題審議終了後、発言を求め、個人的な都合により来る5月25日開催の第31回通常総会において退任したい。そして新しい会長のもとに業界が当面している厳しい時期を迎え、企業も苦しさは勿論、協会運営も複雑多様化されてきておるが、全会員が一層団結を深め、協会の発展に邁進してもらいたい退任の意志を表明された。

理事会は第31回通常総会に提案する議案を中心に審議されたが内容は次のとおりである

- (1) 昭和56年度事業報告並びに同決算報告承認について
- (2) 昭和57年度事業計画並びに同予算案について
厳しい経済環境から国における昭和57年度公共事業の伸び率ゼロに抑制され、地方自治体における公共工事も昨年度に比較し低い伸び率にある。民間設備投資、住宅建設も依然として低迷状態が続くも見られ、業界における本年度の受注面では極めて厳しいものと見られる。このような情勢から県外業者の進出も一層激しくなり、競争も一段と熾烈化されるものと予想され、このことから本会として一層団結を深め、昨年度に引き続き工事の分業推進、県内業者優先活用、啓蒙活動、技術水準の向上に努力することが協会に課せられた最も重要な課題であり、予算もこれを重点として編成したことを説明、一部予算修正の上総会に提案する議案が決定した。
- (3) 会費徴収の改訂
会費徴収の改訂については前理事会より持越されておられたが種々検討したところ、今後の動向や本会の運営状況も見込上で改訂も協議することとし、昭和57年度は現行どおりで実施することになった。
- (4) 総会開催日程について
第31回通常総会は5月25日(火)午後1時より電協会館で開催することと決めた。
- (5) 新規会員の入会について
いわき支部より推せんのおつた新規入会希望の志賀電気工事株式会社(志賀由英)について審査の結果入会も承認された。
- (6) 第13回ゴルフ大会の開催について
6月2日(水)白河高泉カントリークラブにおいて開催されることと決めた。

協会だより

第37号
昭和57年6月1日
福島県電設業協会

1 新会長に坂本博太郎氏就任

吉田前会長は常任相談役に

第31回本協会通常総会開催

本協会第31回通常総会が5月25日午後1時より電協会館において松井県土木部長、伏見土木部長ら土木部幹部を来賓として招き、会員81名が出席して開かれた。

吉田会長があいさつで「世界の共通して厳しい経済不況の中で建設業は極めて深刻な状況にあり、これが対応はまことに容易でない。このため任期中であったが人心を一新し、新心気鋭の人にバトンタッチし、会長職を退任したい。このため後任会長を選出してほしい」と会長辞任の表明をした。

このあと4月の理事会で入会承認された志賀電気工事(株)志賀由英氏、代表者変更の巴電設(株)福永哲郎氏、東邦電設工業(株)佐藤勉氏、阿部電気工業(株)阿部晋一氏の紹介が行われた。

松井土木部長の来賓祝辞のあと、議長に池添祥彬理事を選出し、昭和56年度事業報告、同決算報告、昭和57年度事業計画、同予算案が原案どおり可決決定した。

このあと、5月6日に死亡された阿部博前理事の欠員補充を含め役員補充及び会長選出を議題として取り上げ、理事補充については田村忠男氏(田村電設工業(株)内山鷹守氏(県南電気工事(株))の2氏を選出、引き続き理事会を開催、後任会長選出に入り、理事代表成田幸一氏より吉田会長による指名選出を要請、会長より坂本博太郎副会長が新会長に指名された。副会長は坂本会長の指名により中島春記理事も指名するとともに、吉田前会長も理事会の決議により常任相談役に掲載することを発表、満場拍手の中で受諾された。

総会終了後祝賀パーティに切替えて多数の来賓を迎え、河原田福島市長の祝辞のあと伏見土木部次長の音頭で乾杯に入り、アクリルまでなごやかな懇親会が続けられ協会の団結と発展を誓いあつた。

2 定款一部改正を承認

県電気工事工業組合通常総代会

県電気工事工業組合の昭和57年度通常総代会が5月21日午後1時から電協会館において総代人66名が出席して開かれた。

池添理事長があいさつ、議長に相賀副理事長を選出、昭和56年度事業報告、同決算報告、昭和57年度事業計画、同予算案を原案どおり可決決定した。

定款一部改正については、昭和52年制定された定款が現実には副わい面も多く、全面的に見直しを行い、提案し原案どおり可決決定した。主たる改正点は、①事業の追加 ②員外理事の廃止 ③総代人定数の増、その他字句の訂正等である。

工計画書の作成方法について田村技術委員長より説明があり受講者の理解を深めた。

講義終了後各受講者より活発な質問が出されるなど終始講義内容も熱心に耳を傾けペンキ走らせるなど盛会な研修会であった。

6 本会及び電気工事工業組合の行事予定

毎年のことではあるが4月5月は各種団体等の理事会、総会等で多忙を極めることであるが本会及び電気工事工業組合の5月～6月の行事は次のとおり予定(決定も含む)してあるのであらかじめ了解願いたい。

- 1. 電気工事工業組合理事会 5月7日 午後1時30分 福島県電協会館
- 2. 電気工事工業組合监事会 5月11日 午前11時 〃
- 3. 電設業協会第31回通常総会 5月25日 午後1時 〃
- 4. 電気工事工業組合通常総代会 5月31日 午後1時 〃
- 5. 電設業協会第13回コンファ大会 6月2日 午前9時30分集合 白河高専CC

7 協会のうごき

4.19	第1回理事会	理事23名出席	電協会館
22	福島支部技術研修会	24名受講	電協会館
23	昭和57年度会計監査		電協会館
27	自民党県連定期大会	専務理事出席	福島市市民会館

— 会 員 消 息 —

(代表者変更)

○福島支部 巴電設株式会社 [新]福永哲郎 [旧]平林貞治 4/10付

(住所変更)

○会津支部 株式会社光電設 [新]会津若松市中央1丁目4-214 [旧]会津若松市馬場下四之町3

大和電気工事株式会社 [新]会津若松市大町2丁目10-9 [旧]会津若松市大町名古屋町160

(3月1日住居表示制度の実施による)

3 県土木部で「入札心得」を制定

県土木部においては、このほど「福島県土木部工事等指名競争入札心得」を制定し新年度より実施され、入札会場などに掲示して適正な入札の実施を呼びかけている。

昨年よりとりだされておる建設業界に対する批判は各方面で大きな論議もよんでおるが、県も入札制度の見直しを検討されておるなど、不正入札の防止に気を配っている。

この入札心得もその一環であるので、内容も充分理解され適正な入札を行われるようお願いする。

入札心得の内容は次のとおりである。

福島県土木部工事等指名競争入札心得

(目的)

第1条 福島県土木部所掌の工事又は製造の請負契約に係る指名競争(以下「競争」という。)による入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(入札保証金等)

第2条 入札保証金の納付等については、別に定めるところによる。

(入札等)

第3条 入札参加者は、指名通知書、福島県工事請負契約約款、金額抜き設計図書、仕様書、契約の方法及び入札の条件及び現場等を熟知のうえ入札しなければならない。

2 入札参加者は、所定の日時に所定の場所に本人が出席して入札書も提出することを原則とし、郵便をもって提出することができない。

3 入札参加者は、代理人として入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

5 入札参加者は、次の各号の一に該当する者も入札代理人にすることができない。

- 一、契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二、公正な競争の執行を妨げたり又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 三、落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたりしたもの
- 四、監督又は検査の実施に当り職員職務の執行を妨げたりする者
- 五、正当な理由がなくして契約を履行しない者

と異なるおそれがあるとして不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みし、他の者のうち最低の価格をもって申込みし、他の者のうち最低の価格をもって申込みし、他の者を落札者とすることができる。

第167条の10第2項 普通地方公共団体の長は一般競争入札により工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合し、履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みし、他の者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みし、他の者のうち最低の価格をもって申込みし、他の者を落札者とすることができる。

福島県競争規則

(連帯保証人)

第234条第1項第2項 当該契約の相手に代って自らその工事又は給付を完成し又は履行することを保証する連帯保証人

4 施工管理研修会に170名が学ぶ

去る5月27日福島市の福島県青少年会館において、社団法人管轄協会、福島県土木部が後援のもとに、「電気設備工事施工監理指針」による施工管理研修会が開催された。

公共建築も量から質に転換することが今世、強い文化的、社会的、経済的要請となっている。そのため施工水準の向上が大きな課題となっており、その施工水準の向上を図つてゆくため必要かつ重要な位置を占める施工管理についての研修会で当日は、本協会、工業組合加入の企業より現場代理人、主任技術者など170名のほか、県、市の設備担当官ら200名を越す受講者で盛大な研修会となった。

講師の建設省東北地方建設局沼田設備課長、平野管轄設計官、大沼管轄監督官の3氏が監理指針の各項目毎にそれぞれ分組、担当し説明を行った。

研修会は午前9時30分から午後4時30分まで行われ、受講者は直接工事に関係のある内容であるところから終始熱心に講義に耳を傾け、途中席を立つものもなく極めて盛況であった。

5 県建設関係団体連合会第10回通常総会開催さる

福島県建設関係団体連合会(建設業協会、電設業協会、管工組合連合会、建築設計監理協会、建築設計協同組合、測量設計業協会の6団体(構成)の第10回通常総会が5月28日午後3時より福島市のホテル辰巳屋において管会長(建設業協会会長)をはじめ各副会長、理事、監事、事務局長ら40名、来賓として松井宏一

県土木部長、土木部幹部、県農林部次長、県道路公社副理事長、県住宅供給公社専務理事が出席され開かれた。

総会には管会長が議長となり、昭和56年度事業報告並みに決算報告、昭和57年度事業計画並みに同予算、規約一部改正について審議し、いづれも承認および可決決定した。

本協会より坂本会長、大槻、国津、中島副会長、専務理事が出席し、新任役員紹介があり坂本会長は連合会の副会長に、大槻、国津副会長とともに中島副会長は連合会の理事に就任した。

6 協会の動き

5/11	阿部電気工業(株)故阿部博殿告別式	会長出席	郡山市撫養会館
12	相双支部総会	会長出席	本町市
13	県電設障害防止協議会常任幹事会	専務理事	NHK福島放送局
14	県建設業協会第14回通常総会	大槻副会長	卸町団地展示場
15	県建築設計協同組合第17回通常総会	専務理事	全連会館
16	福島支部総会	専務理事	労働福祉会館
17	県建設関係団体連合会事務局長会議	専務理事	建設センター
21	福島地電工事協同組合通常総会	専務理事	文化センター
24	正副会長、支部長会議		電協会館
25	第2回理事会	理事23名	電協会館
25	第11回協会総会	会員81名出席	電協会館
27	施工監理研修会	170名受講	青少年会館
28	新正副会長挨拶廻り(県、公社、技術センター、友好団体、東北電力)		
29	県建設関係団体連合会正副会長会議	会長、専務理事	ホテル辰巳屋
30	県建設関係団体連合会第10回通常総会	正副会長、専務理事	ホテル辰巳屋
31	県電気工事工業組合通常総代会		電協会館

— 会員消息 —

(訃報)

逝去を悼み謹んでお悔み申し上げます

郡山支部 阿部電気工業株式会社 阿部博殿 5月6日死去

(代表者変更)

- 福島支部 東邦電設工業株式会社(新) 佐藤 勲 (旧) 佐藤 茂三郎 5/9
- 郡山支部 福島県電気工事株式会社(新) 酒井 良信 (旧) 山下 秀四郎 5/9
- 郡山支部 阿部電気工業株式会社(新) 阿部 晋一 (旧) 阿部 博

六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を

契約の履行に当たり代理人支配人その他の使用人として使用し、若し入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札書と一旦提出した後は、開札の前後を問はず書替え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の取りやめ算)

第4条 入札参加者が連合し、又は不徳の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

第5条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- 一 競争入札参加の資格のない者の入札
- 二 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者の入札
- 三 郵便による入札
- 四 委任状も持参しない代理人の入札
- 五 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人を入札した者の入札
- 六 記名押印を欠く入札
- 七 金額を訂正した入札
- 八 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 九 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判断することができない入札又は後発の入札
- 十 明らかに連合によると認められる入札
- 十一 その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

(落札者の決定)

第6条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、地方法政施行令(以下「施行令」といふ)第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みし、他の者のうち最低の価格をもって申込みし、他の者を落札者とする。

2 施行令第167条の10第2項の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みし、他の者のうち最低の価格をもって申込みし、他の者を落札者とする。

3 落札となるべき同額の入札をしたものが二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かないものがあるときはこれに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(再度入札)

第7条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に違反した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

(契約保証金算)

第8条 契約保証金の納付等については別に定めるところによる。

(契約書等の提出)

第9条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約権者が指示する契約書案に住所、氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えて一定期間内に、これを契約権者に提出しなければならない。

2 落札者が、前項に規定する期間内に契約書も提出しないときは、落札を取消すことがある。

3 契約書の作成と要しない場合においては、落札者は落札決定後すみやかに契約権者が指示する請書も提出しなければならない。ただし、契約権者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(工事完成保証人)

第10条 福島県競争規則第234条第1項第2号に規定する連帯保証人は、契約の相手方について法令の規定により別段の資格を必要とされる場合においては、これと同等以上の資格を有する者と立てなければならない。

2 前項の連帯保証人の選定については、契約権者の承諾を得なければならない。

(異議の申立)

第11条 入札をした者は、入札後第3条第1項に規定する入札の条件等及びこの心得についての不明な理由として、異議を申し立てることはできない。

(共同企業体に関する事項)

第12条 共同企業体が入札に参加する場合には、代表者があらかじめ他の構成員から入札に関する一切の権限を委任された委任状も提出し、入札に参加しなければならない。

(補則)

第13条 この心得に疑義がある場合は、入札参加者はその疑義について入札前において質問することができる。

(参考)

地方法政施行令及び福島県競争規則の条文

(一般競争入札において最低価格入札者以外の者を落札者とする場合)

第167条の10第1項 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造の請負契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みし、他の者のうち最低の価格をもって申込みし、他の者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みし、他の者のうち最低の価格をもって申込みし、他の者を落札者とすることができる。

2 昭和56年度設備工事の検査結果について

福島県土木部

県においてこのほど前年度設備工事の検査結果がまとまったのでその集録も記述したから、今後の工事施工上の参考にしたいのであります。

最近の設備工事は高度化する共に大型化、複雑化しているが、昭和49年度からの自主管理施工が徹底し誠意努力の結果も見られ、年々進歩向上して全般的に良くなつてきている。しかし一部ではまだまだ施工、本来栄えにばらつきが目立つのがあった。

建物内の設備で不備があれば当初期待される機能の発揮も出来ないことになるので、施工に当っては手戻り工事が無いようにすると共に、設計図書の内容把握と仕様書の周知徹底を図り、より適正な工事を完成することも望む。

また、契約工期内完成は当然であるが、工期の変更が生じた場合は施工に無理のないよう適正工期も確保すべきである。

— 改善を要する事項 —

〔設計・積算〕

1. 同様の工事で設計単価の相違しているものがある(火報受信機算)
2. 同一場所で電気と機械で設置するマンホールに規格の相違がある。
3. 樹木の規格は設置場所に適したものにすべきである。
一般敷地では中耐量型でもよい。
4. 機械室の配置は特に騒音も考慮し決定すべきである。
5. 廊下と機械室の床高は段差をとりべきである。
6. 機械室の配置は保存点検が可能な程度の空間も確保すべきである。

〔一般共通事項〕

1. 各種試験の未済があった。(水質試験、警報の作動試験、給水引込管の水圧試験)
2. 写真の色あいの違い、不鮮明なものがある。
3. 写真撮影で長さ、中、深さ、間隔などが確認できないものがある。
4. 完成検査に備えての清掃、跡片付けの不十分なものがあった。

〔電気設備〕

1. 枝料の試験は共通仕様書の項目により確実に実施すること(発電機算)
2. コンセントとガス栓が接近しているものがある。
3. 煙突と電線管が接近しているものがある。
4. 避雷導線に接近している他の工作物がある場合は導線で接続すること。
5. 電気暖房機の上部に分電盤を設置しているものがあった。
6. 地中線工事で直埋ケーブルが樹木の根元に布設しているものがあった。
7. 分電盤のカッター寸法が不足しているものがある。
8. 分電盤で充電部と非充電金属体及び異極充電部間の隔離距離が不足しているものがある。

協会だより

第38号
昭和57年7月1日
福島県電設業協会

ごあいさつ

社団法人福島県電設業協会
会長 坂本博太郎

協会員の皆さんには益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて私は、去る5月25日に開催された本協会通常総会において吉田前会長よりご指名を受け会長に就任いたしました。ここに所懐の一端を申し上げご理解を賜りたいと存じます。

ご承知のとおり私は協会所在の福島市にはもともと遠隔地であるいわき市植田町に住んでおり、又種々条件も考慮した場合、協会の発展にお役に立つことが躊躇したところでありましたが、皆さん方の絶大なご支援をいただき、お引受けしたところであります。

顧りみますと昭和22年8月、41名の会員をもって本協会が発足され、以来今日まで数々の迂余曲折と幾多の困難に遭遇しましたが、偉大な指導者大槻再治会長のもとに会員が一致団結して業界の基礎作りにも力を注ぎ、昭和40年には念願の不動の「城」電協会館も建設されるなど、多大の業績を残され、又吉田前会長には二期半にわたり協会の組織作りと県内企業の経営安定のため、電気設備工事の分離発注、県内業者優先指名の促進について関係方面に対し、たゆまない陳情要望も行ない、その努力が実を結び、国県は勿論、相当の市町村が実現されてきたこと、又本協会が組織的にも確固たる地位も築かれ、数ある本県建設関係団体の中でも有力な法人として認められてきておることは、ひたすら両会長をはじめ先輩各位の並々ならぬ努力と、そして会員各位が協会を心の糧として協力されてきたことが大きな要因であり心から敬意を表するものであります。

このように先輩諸氏が築きあげた協会を如何に維持し、発展させていくかが私のもっとも大きな課題であります。

協会の目的は組織内企業の経営基盤の確立と、会員の相互融和が大きな目標であります。

私は今回前会長の任期なかばの改選でもあり、協会運営の基本的な方針を大幅に変えることなく、協会会員の融和も回り一層の発展もめざしてゆくことが最も大きな責務と考えております。

ご承知のとおりわが国の経済は、景気回復の遅れ、貿易摩擦への対応など、厳しい情勢にあり、極めて困難な時代を迎え、今後も引続き厳しいことが予想されるのであります。

特に建設業界は公共事業費の伸び率が年連続ゼロに抑制されるなど、量的拡大を望むことは困難な状況にあり、又民間設備投資や住宅建設についても、先行き不安から依然として低迷状態が続くものと見られ、業界における受注面では

3 池添祥彬氏建設大臣表彰に輝やく

池添電設株式会社取締役社長 池添祥彬氏(郡山市、本協会理事、県電気工事工業組合理事長)は永年にわたる電気工事業界に尽くされた功績が認められ、第24回国土建設週間に当り、建設功労者として建設大臣より表彰されることとなり、このほど県を通じ内定があった。

表彰式は7月12日建設省において行われるが、本協会は昭和44年7月に故大槻再治元会長が受賞されて以来のことであり、まことに嬉しい限りである。なお本県からは県建設業協会副会長 小野芳明氏が池添氏とともに受賞される。

4 第13回協会主催ゴルフ大会盛大に開く

協会通常総会、電気工事工業組合総代会など本年度当初の行事を終えた6月22日第13回協会主催ゴルフ大会も吉田前会長の退任記念コンペも兼ね、ゴルフクラブの名門日河高原カントリークラブにおいて54名が参加し盛大に行われ、

前日まで好天に恵まれた天候も当日は早朝から小雨が降る悪条件となつて、プレー開始の頃は雨もあがりまづまづのスタートであった。

競技は18ホールストロークプレーで行われ、午前9時15分アウト1番において開会式、坂本、吉田新旧会長に花束贈呈、両氏による始球式が行われ、アウトインにおかれプレーが開始された。

競技終了後クラブハウスにおいて表彰式に入り、中島支部長歓迎の挨拶、坂本会長挨拶につづき、吉田前会長に記念品も贈り、表彰に入った。

入賞者にはそれぞれ豪華な賞品が贈られ、パーティに入る。

この大会にあたり白河支部会員には絶大なご協力も得、盛大に開催できたこと深く感謝申し上げます。(成績表別掲)

5 協会のうごき

6.1	「松平知事中国への旅」出版記念パーティ	会長出席	ホテル辰巳屋
2	第13回協会主催ゴルフ大会	54名参加	日河高原CC
3	建団連事務局長会議	専務理事	建設センター
14	建団連事務局長会議	専務理事	建設センター
15	県電波障害防止協議会通常総会	専務理事	あぶくま会館
21	建団連正副会長会議	会長、専務理事	建設センター
21	昭和58年度県予算編成に関する建団連と要望、各政党、県、公社	会長、専務理事出席	
24	自民党県連主催 時局講演会	専務理事出席	杉妻会館

— 会員消息 —

〔組織変更〕○相双支部 (新) 有限会社青田電気商会
(旧) 青田電気商会

極めて厳しいものといわなければなりません。

このような情勢から県外業者の進出も一層激しくなり、県内業者との競争も一段と熾烈化され、過当競争にもなりかねないものと思料されます。これは業界の存亡にもかかわることであり、厳に慎まなければなりません。

又昨秋以来建設業界の慣行に対し、体質改善を求めると報道がなされておりますが、批判されるべきものには襟も正し、発注機関の信頼関係も損うことのないよう心しなければなりません。

次に技術水準の向上につきましては、各企業の応じぬご精進により、年々向上し、発注機関からも高く評価されておりますが、近年建築工事の大型化、設備の近代化に伴い、益々高度な技術も要求されてきておりますことから、一層技術水準の向上を図るため各種の研修、講習会の実施にも力を入れる存であります。

更に建設関係諸団体との連携、友好を深め、業界発展のため努力する所存であります。皆さんの一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

皆さん方のご多幸とご繁栄を衷心より祈念し、ご挨拶いたします。

1 昭和58年度県予算編成に関する建設業界の要望

建設関係6団体で構成されている福島県建設関係団体連合会は6月21日昭和58年度県予算編成に当り建設業界の当面する要望をとりまとめ、自民党県連、社会党県議団、新政クラブ県議会議員団及び県首脳部並びに道路、住宅供給公社に要望を行った。

連合会の菅長建設業協会会長をはじめ坂本本協会会長ら各団体の会長、理事長、専務理事20数名が出席し、午前10時より午後2時まで各政党に対し要望事項の説明を行なうなど、精力的に行動した。

要望事項は次のとおりである。(項目のみ掲載)

1. 公共事業量の確保について
2. 建設業の指導育成および振興対策について
 - (1) 県内業者育成と適期発注について
 - (2) 建設指導行政の充実ならびに建設業の振興について
 - (3) 適正価格による発注について
 - (4) 建設産業技術者教育事業に対する助成について
3. 大規模工事ならびに特殊工事に対する受注機会の拡大について
4. 市町村に対する行政指導の強化について

- (3) 漏電遮断器の取付推進
- (4) 不適合電気設備改修工事の実施
- (5) 電気工事士に対する研修の実施

ボスク、千原、需要家サービス訪問記録表の用紙等は既に工業組合支部に送付してあるが、屋内設備の点検に当たっては訪問する需要家に「電気使用安全月間」の趣旨を説明し、ノ組合員及びノ需要家を訪問して実施し、点検の結果不適合設備を発見したときは、需要家に親切に説明し、速やかに適切な措置を講じられるよう、また、今年にはあらたに電気工事士に対する研修も行うこととす。実施については工業組合各支部毎適宜行うこととする。

7 協会のうごき

7.2	自民党県連政経文化パーティー実行委員会	専務理事	農業共済会館
	正副会長会議		電協会館
13	第34回国土建設週間建設大臣表彰式	池添理事受賞	建設省
14	自民党県連政経文化パーティー実行担当者会議	専務理事	農業共済会館
17	第32回県建築士会通常総会	会長	滝根町勤労者体育センター
19	県建設関係団体連合会事務局局長会議	専務理事	建設センター
21	県優良建設工事表彰式	会長	県庁
22	第3回理事会	理事22名出席	いわき市常盤ニエホテル斉菊
24	電協親善ゴルフ大会	会長	新雲山CC
10	技術委員会	委員全員	電協会館

— 会 員 消 息 —

- (組織変更) ○ 会津支部 (新) 有限会社千葉電気内会 5月1日
(旧) 千葉電気内会
- 会津支部 (新) 株式会社桜電気 6月17日
(旧) 有限会社桜電気

※ さきに配布しました会員名簿は従来のままです。訂正をお願ひします。

会員名簿訂正

ノ原、副会長中島春記氏の住所 郡山市は誤りで会津若松市と訂正願ひます。

して今後も資格を保持されるようお願いいたします。
なおこの機会にあらたに資格を取得されたい方についても講習を行います。

1. 日時と場所

支部名	月日	場 所	会 場	講習時間	備 考
福島	8月4日	福島市黒岩田町	県青少年会館	13:00~16:00	
	5日	(同上) 旧(旧)飯沼保康村(旧)飯沼(旧)福島一支部			
郡山	8月26日	郡山市虎丸町	郡山市福祉会館	9:30~12:00	
白河	8月25日	白河市金勝寺	組合会議室	10:00~12:30	
いわき	8月22日	いわき市千代田町	千代田会館	13:30~16:00	
相双	8月24日	桑町市三島町	桑町市文化センター	13:30~16:00	
会津	9月2日	会津若松市千石町	会津若松市会館	13:30~16:00	

2. 講習内容

共同保守管理に必要な事項、その他

3. 受講料

新規	2,000円	
更新	2,000円	胎児検査料1万1,000円を加算す
紛失	1,000円	

詳細については管内の電気工事工業組合支部に問い合せ願ひます。

4 会津支部で技術ハトロール実施

会津支部では7月12日福島県発注の工事現場において技術安全ハトロールを実施した。

最近の技術は益々複雑多様化しており、如何に仕様書にマッチした施工を行ない、仕上がりも如何に立派にするかと、時代の要請にそって施工もしなければならぬので、自社工事との比較検討しながらより一層技術の向上を図ることが目的で実施された。

当日は会津若松市東山温泉街に建設中のせめふり荘改築電気設備工事(株式会社桜電気施工)現場に、桜井支部長をはじめ、会員や現場代理人、主任技術者ら37名が参加。会津若松建設事務所 泉田管理係長、志賀、大竹両電気技師殿の指導を得て書類の整備状況の点検、現場作業の状況、安全衛生管理等現場ハトロールが行われ、終了後、現場より講評を受け、質疑応答など活発に行われ極めて有意義な研修であった。

— 特 集 —

遠藤精左工門氏が大竹作摩県議長に只見川電源開発を建言

最近「大竹作摩翁の生涯」という本を読む機会を得た。

大竹作摩氏は会員の皆さんもご承知のとおり、福島県が生んだ生粋の農民知事として戦後の混乱期の県政に多大の業績をのこし、天が地に選んで偉人の一人として「今太閤」とまで呼ばれた人である。

氏は耶麻郡北山村(現喜多方市)出身で、若くして農業を継ぎ、消防組頭(團長)村議会議員、県議会議員、県知事、衆議院議員と段階的に政治家として活躍され、昭和51年7月16日81才で天寿をまっとうされた方である。

数ある業績の中でなんといっても大事業は只見川の電源開発である。戦後の日本産業経済復興のため、この大事業を実現され、これを軸として本県の産業経済、道路、観光、港湾、臨海工業地帯の総合開発に力を注ぎ、東北地方はもろろろ中央政界までその名を侵襲させた政治力は正に偉大なものであった。

さて、その只見川電源開発の発端は大竹作摩氏が県議会議長当時の昭和21年である。

福島市において電気工事業を経営されておられた遠藤精左工門氏(現南会津電機商会会長遠藤雄蔵氏祖父)が福島市議会議員菊地忠雄氏(東北電力職員で後に副議長)と共に大竹議長に会見を申し入れ、戦後の本県における極めて厳しい電力事情の現状を説明、これが復興には只見川の大電源地を生かすことが将来の福島県発展のため必力説進言されたのである。大竹議長もかねてから只見川の開発に着目しておられたので、両氏の話しに大賛成され、この問題を県議会に持ちこんだのである。

その後県に県営電気調査会を設けるなど着々計画が進められたのである。

これらの事情がこの本に記述されておるので、その一部を抜粋してみたい。

遠藤精左工門氏は電気関係に身を投ずること50年。青年時代は川俣電気、福島電灯の有為の人材としてその職を履き、戦後の昭和20年10月電気工事業を創立されたのであるが、電灯会社勤務時代県内の各河川をくまなく調査研究され、只見川に着目されておられたので、大竹さんもおっしゃる通り、当時の遠藤氏の懇願はまさに偉大なものがあった。

氏は昭和30年代には本協会、福島地区電気工事協同組合、県電気工事工業組合の創立に参画し、地区理事長、県工業組合副理事長、本協会副会長として運営に挺身し、今日の本県電気工事業界隆昌発展の因をつくられたのである。

これらの功績が認められ、昭和48年知事表彰、昭和50年には勲章授章を受章されておられる。本年86才、すでに現役に引退し静かに余生を送られておられる今日此頃である。

5 中堅技術者宿泊研修開催

技術委員会が決定

本協会は7月30日午後2時より電協会館において、坂本会長、国津技術委員長をはじめ本部技術委員全員が出席し、本年度初の技術委員会を開催し、下記議題について協議を行った。

1. 中堅技術者研修会の開催

現場代理人等の中堅技術者を対象に電気設備工事技術の研修を行うとともに、集団生活を通じ心身を鍛錬し、会員企業の幹部養成を図る目的で本協会初の宿泊研修を実施する。

日時	9月9日(木)13:00~9月11日(土)13:00	2泊3日
会場	福島県建設技術学院 (二本松市安産ヶ原1丁目55-1)	
共催	(財)福島県建設産業振興事業団 (社)福島県電設業協会	
受講対象	現場代理人又は主任技術者	
講師	県土木部官繕課長ほか外部講師	
受講料	9,000円	
研修人員	50名 (各支部毎受講者数を割当する)	

2. 現場技術研修会の開催

本部技術委員会が主催して行う現場研修会は本年度は福島支部管内の県発注施工現場において開催することとし「自治会館建築工事」を予定。実施時期、方法等については福島支部に一任することとする。

3. 電気工事設計積算資料改訂版の発行

昭和52年1月に改訂発行した電気工事設計積算資料は5年を経過し改訂が必要とするところから改訂版を編さんする。

このため各支部技術員会が中心となり、11月末まで支部毎の改訂案を作成、各支部の改訂案をもとに本部技術委員会にて検討し、正案を作成、昭和58年4月を目途に発行する。

4. その他 略

6. 電気使用安全月間 8月1日~31日

ノ企業ノ需要家を訪問 電気使用安全を啓蒙

昭和16年度より通商産業省が主催し、全日電工連、各ブロッコ連合会、各都道府県電気工事工業組合が主催して実施される「電気使用安全月間」は、今年も8月1日から31日までの1ヶ月間、全国一斉に安全運動を展開することになった。

安全月間における実施計画は

- (1) 電気使用安全に関する啓蒙指導
- (2) 需要家サービス訪問の実施

1 少数精鋭で活躍

県電気・機械技術職員

工事発注者として、又中小企業建設業界育成の立場で大変お世話になっておる県の電気、機械担当の技術者はどのように配置されておるのか、伺つたところ下表のとおりであることがわかった。

この人員で県工事発注に伴う監理、監督、検査数は昭和66年度において電気163件約26億円、機械197件約30億円も処理されるところである。

又建築は473件約173億円とされている。

本庁、出先機関、もいづれも少数精鋭主義で活躍されておるところから、業界も充分留意し、技術水準の向上、工事の自主管理等に万が一の努力が必要に感じるところである。

課名	本庁										出先機関										合計				
	課長	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師		技師	技師	技師	
施設管理課																									
医科大学整備準備室																									
医科大学病院																									
消防防災課																									
土木検査課																									
住宅課																									
管轄課																									
福島建設事務所																									
郡山																									
白河																									
喜多方																									
会津若松																									
田島																									
原町																									
いわき																									
いわき港湾																									
企業局建設課																									
いわき工業財団																									
建設技術センター																									
教育協会実践課																									
合計																									

大竹県会議長、県営電気調査会案から
只見川開発へと前進

終戦後の福島県は全国と同様に停電、節電が頻発して、生産は停滞し、家庭生活もしばしば乱された。映画館は自家発電も思うにまかせず、交通、通信も乱れがちで社会不安の原因となった。二十年十月東久澁谷内閣のあとを受けて菅原内閣が誕生し、荒廃した日本の復興は電源開発にあるという大方針は打ち出したものの駐留軍(G・H・Q)の軍政下であつて思うにまかせなかつた。東北六県内の電気器具販売業者や電力会社の経営経験を持つ人々の間に、この苦境を打開するため民主電力協議会を作ろうという気運が持ち上がり、福島県内でも遠藤清左衛門(福島市電気工事業者)、福島市橋本忠雄(元福島電燈)ら五十余名の民間人が集まり協議したが、たまたま二十一年夏、秋田県大曲市で開かれた東北六県民間人電力協議会で、福島県には只見川という大電源があることが確認され、電力不足打開の要として只見川開発問題を遠藤、菊地らが福島県議会で持ち込んだ。

当時の県会議長大竹作摩は、かねて親友の渡辺信康氏が戦時中から只見川開発に着目していたので、同氏とともに県営電気調査会を組織し、二十二年秋県知事室の隣りに事務局を置いた。(会長は石原幹市郎知事、事務局長は大和田弥一、副知事は委員長には安積謙水理事長、猪苗代湖利用連盟会長を兼務し、電気ノブ、といわれた渡辺が就任し宮村義一(元福島電燈支配人)、鈴木長治(元日発東北支店土木部長)、高藤清雄(元郡山電燈)、遠藤清左衛門(前掲)、岡野多治(元朝日新聞福島支局長)を各委員に、書記に菊地八郎(自由党県連書記)を据えて発足した。当時公営(県営)電気事業に熱心だった東京都知事ほか各県に呼びかけ、三十七府県が賛成したので、安井東京都知事を会長として全国組織で発足した。そして左記の趣意書を発表して世論に訴えた。

最初の目標は、大規模な只見川は国家的な開発にまかせるとして、猪苗代湖その他の県内の水力電気は挙げて県営電気へ吸収して配電事業を行うという構想であった。たまたま世論の動向を察知した石原知事が、また調査会の要請もあって、二十三年県に電力課を創設した。これより先二十一年夏、日発東北支店で只見川を实地調査した結果、技術的、経済的に裏付けされた木流案が生まれ、同年福島県に持ち込まれ、これを引き受けて、電力課が主管課となり、木流案が本格的なスタートを切った。大竹知事が出現して只見川開発を双府に担うことになったのも何かの因縁であろう。

さて、県営電気計画は二十五年の電力再編成で九電力会社が誕生し、配電も行うことになったため、その割り込みは実現しなかつたとはいへ、胎動期における先覚者たちの発想は、只見川電源開発の牽引き役としてその功績は不滅の光を放つものといえよう。歴史的に残る県営電気計画趣意書の骨子はつきのとおりである。

2 本協会初の宿泊研修

中堅技術者を対象に 9.9 ~ 9.11 日

本協会は(財)福島県建設産業振興事業団と共催で9月9日より11日まで現場代理人等の中堅技術者を対象に二本松市の福島県建設技術学院において宿泊研修を実施することになった。

電気設備の施工技術は近年急速に進歩しており、又大型工事の発注増多などから技術水準の向上が強く求められておるので、第1回研修として会員企業の幹部クラスを対象に技術の教育と行つてもに集団生活を通し心身も鍛錬し、企業の将来を支える幹部の養成も目的として実施されるものである。

講師には県土木部管轄課長殿はじめ県の設備担当官や県建築設計監理協会会長、大学講師、松下電工研究室のベテラン講師と迎えて講義を行い、又講話や坐禅なども日課に組み入れ精神修養も行つてもに、グループ討議など各企業間の種々の問題も討議する企画も計画している。

研修人員は宿泊施設の関係で50名と定めておるところから各支部に受講者の割当も行ない実施する。

3 池添祥彬氏(建設大臣賞受賞) 祝賀会開かる

池添祥彬氏の建設大臣賞受賞、成田幸一氏のカバー兼任の祝賀会が本協会郡山支部主催で8月9日午後4時より郡山市セウホテルにおいて盛大に開かれた。

当日は協会の正副会長、支部長、各地区電気工事協同組合理事長、郡山支部会員、県南電気工事協同組合理事長、関係電機会社、それに協会郡山支部婦人部ら約80名が出席し、国津支部長の主催者挨拶、来賓を代表して坂本本協会長の祝辞に引き続き、池添氏より祝賀会に招かれたことに光栄である。昭和45年に故大槻会長が受賞されて以来12年振りの建設大臣賞受賞であるが、このための表彰は電気工事業界の社会的地位の向上が認められたもので、受賞は電気工事業界にたいへんのもので、私はその代表にすぎないと思つておる。皆さん方に深く感謝申し上げます。今後も微力であるが業界発展に盡したいと謝辞も述べ、又成田氏は「去る7月3日アメリカ合衆国アトランタで開催された第65回ライオンズ世界大会において正式に地区カバーに任命されたが、厳粛なこの大会を自分のあひらに見て、渾身の力をもつて地域社会のため努力しよう、と決意したところである。

私の場合は池添氏と違って、これから一年であり、その後評価されるものである。しかしながら、電気屋でも県内の67クラブ約3000人の会員の頂上に立つことであるという自信がたつた。皆さんの今後のご協力をお願いいたします」と御礼の挨拶も述べられた。

つづいて東北電力株式会社斎藤郡山営業所長の乾益の音頭で祝宴に入る。三瓶、遠藤、酒井社長らベテラン司会により、佐々木角栄節やカラオケによる